

扶養手当支給要件の確認にご協力ください

○扶養手当の支給を受けている方に、受給資格の確認のため、市町村発行の所得証明書等の提出をお願いしています。各勤務校の期限までに書類をご提出ください。

【扶養手当の受給には、被扶養者が3要件を満たす必要があります】

- ①職員と一定の親族関係にある
- ②被扶養者の所得が年額130万円未満で「他に生計の途がない」
- ③主として職員の扶養を受けている

○手当の支給要件を満たさなくなったことが扶養確認で判明すると、その要因となった月からさかのぼって、手当を返納しなければなりません。

- ・パートやアルバイトの勤務日数、時給が増えた
- ・年金を受給することになった

など、ご家族の所得状況に変化があった場合は、必ず事務職員へお知らせください。

児童手当に関するお知らせ

6月は児童手当の支給月です

対象児童	月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円



コバトン

・児童手当を受給されている方は、**現況届**を必ず6月中に提出してください。

・お子さんの出生など、新しく児童手当を申請する場合も、お早めに事務職員へ申し出てください。

定額減税のお知らせ

・令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税と住民税について、特別控除（定額減税）が実施されます。

【定額減税額】

所得税	本人	30,000円
	同一生計配偶者または扶養親族	30,000円
住民税	本人	10,000円
	同一生計配偶者または扶養親族	10,000円

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、かつ、合計所得金額48万円以下の配偶者

【実施方法】

・所得税
令和6年6月1日以降、所得税から控除されます。6月分給与から控除しきれない部分については、令和6年中に支払われる給与から順次控除されます。

・住民税
令和6年6月分の住民税は徴収されず、定額減税額分を差し引いた額が、令和6年7月から令和7年5月までの11カ月間で徴収されます。

【定額減税しきれない場合（調整給付）】

※住宅ローン控除があるなどして、減税額が納税額を上回って引ききれない場合は、差額分を1万円単位で切り上げて給付金（調整給付）として支給されます。

人間ドックの電子クーポンが付与されました。
受診期間は7月1日から12月末までになりますので、お忘れのないように、ご予約をお願いします。